

福田美恵

(NPO 法人あい 管理者・理事長・福祉住環境コーディネーター)

■プロフィール

都立養護学校を卒業した28歳の医療的ケアが必要な息子がいます。当時、医療的ケアのある子は当然訪問学級でした。

息子が15年ほど前に医ケアの息子が非公式で通学させていただいた結果、養護学校の医ケアの門を開くという一貫にあずかることができ、その後卒後は重身障害の施設に通所しています。

特に私たちが住んでいるこの地域は養護学校や重複障害者の病院施設が多いのにその在宅を支える事業所がないので NPO 法人を立ち上げヘルパーステーションと訪問看護ステーションをさせていただいています。特に、16年度からは障害児医療専門の医師のアドバイスと「都立養護学校における医療的ケアの教職員の対応」などを参考に書類を作成し、医師→看護師への指示→ヘルパーの研修とヘルパーと看護師の連帯連携のもとヘルパーが医療的ケアをより安全に医ケアのあるご家族が少しでも普通の生活が出来るように努力しています。

■報告概要

15年度に支援費が始まり、あいのヘルパーステーションには重複障害者（児）の方の依頼が多数きました。そういう子供たちは当然医療的ケア（次回から医ケア）があります。医ケアの子供たちが養護学校に通うのも親が同伴でないと通学させてもらえません。親は24時間介護です。もちろん親ははかない子供の命のためにいつも一緒にいたいと思いますが、スーパーマンではないのでどこかで身体を休めるかまた他の子がいるならその子の世話もしなければなりません。それで当時事務所内では、どうしたらお母さんに2、3時間自由な時間を与えてあげることができないだろうか、そのためにはヘルパーが吸引をしてあげられないだろうか、経管栄養をすることはできないだろうか などの話し合いがされるようになり、結果として今後も重複障害者を受け入れていくならヘルパーステーションだけではなく訪問看護ステーションも必要ではないかという結論で訪問看護ステーションも開くことになりました。

目的は呼吸器、吸引器などの医ケアの必要な家族の介護者を3時間以上のまとまった時間解放することです。それは医ケアの利用者にとっても良いことです。しかし今の医療保険制度の中で訪問看護は最大でも1時間半です。それでヘルパーステーションもしている当事業所の強みとして看護師はヘルパー1級に相当するという点から一人二役していただき訪問看護として1時間半、ヘルパーとして身体介護で1時間半、合計3時間看護師に入れるように取り組んでいます。でもこれを実行するまでには多大の苦労があり、まずはこの考えに賛同して下さる看護師さんを集めなければなりません。当然、訪問看護師として高い技術も必要ですが1時間半はヘルパーの時給になるので単価が安くなることを了解していただき、動機が「愛」の看護師を集めることでした。現在7名の看護師がいます。

ヘルパーステーションの方も訪問看護ステーションができたことにより看護師との連帯連携がとられ医師からの指示のもと研修ができるようになりました(別冊1参照)また保険会社とも医ケアの際、万が一の場合ご家族はもちろんヘルパーの保障の契約もとることができヘルパーが孤立奮闘することなく安心して医ケアに携わっていただけるように用意することができました。現在ヘルパー数登録300、稼働160名です。

そして強く要望することは医ケアの子の親が急病になった時、またやむを得ない事情で親が学校に行けないとき親の代わりに医ケアの出来る介護人(看護師・ヘルパー)が学校に付き添えるように、又、医ケアの人たちをもっと外に出してあげたい、社会と関わりを持てるようにしたいので、

看護師やヘルパーの居宅外派遣をお願いしたいです。

(当日は二人の例についてお話させていただきます)

様

平素のご家族皆様のご理解とご協力に感謝いたしております。
子どもも重度の障害を持った方が在宅生活をしていく上で、親族だけでなく看護師が多大な時間医療的ケアに携わる必要があることをよく理解しておりますが、未だ行政側が示す時間の点、費用の面で看護師が在宅に十分携わるのは無理なのが現状です。

そこで、厚生労働省、文部科学省の養護学校における医療的ケアに関する報告書を受けて東京都が2004年11月に「救急体制整備事業の在り方検討委員会」で決定した「学校におけるこれからの救急体制整備事業の在り方最終報告」を基にし、(現状の在宅医療ケアを後退させてはならないとの強い思いにより)同じ型を取るよう委員会メンバーである医師から教えられました。

その結果_____様の主治医の指示のもと、看護師と介護人が連携、協働し実施致したいと思います。それに伴いまして「あい」の看護師が介護人をバックアップしていく上で、週一回あるいは少なくとも月一回_____様を訪問させて頂きたいと思っております。(現在他の事業所の訪問看護が入っておられるようでしたらそのまま続けられる方がよいと思っております。その場合どのように「あい」の看護師が訪問できるかを話し合わせてください)

下記の五枚の書類を作成致しましたのでご賛同、ご協力をお願い致します。

- ①医療的ケア実施申請書 保護者 → NPO あい 訪問介護事業所
- ②依頼書 NPO あい 訪問看護ステーション → 主治医
- ③医療的ケアに関する指示書 主治医 → NPO あい 訪問看護ステーション
- ④医療的ケア実施認定書 主治医 → NPO あい 訪問介護事業所
- ⑤医療的ケア実施状況報告書 NPO あい 訪問看護ステーション → 主治医

平成 年 月 日

NPO あい 訪問介護事業所 殿

氏名 _____

保護者氏名 _____

医療的ケア実施申請書

標記の件について、下記の通り申請致します。

記

1. 理由

この申請にあたって医療的ケアは医療従事者のみが認められていることはよく知っていますが、介護人に助けてもらわなければ日常を送れないのが現状です。それで、看護師と連携し介護人をお願いしたいと思います。その際に起こりうる事故については、指示書どおりに行っている限り依頼をした申請者の責任であり、NPO あい訪問介護事業所と介護人に責任を負わせません。

2. 申請する医療的ケア

3. 健康状態

4. 病院又は診療所の名称及び主治医の氏名

病院・診療所名：

主治医：

平成 年 月 日

殿

〒187-0034

東京都小平市栄町3-18-5
NPO あい 訪問看護ステーション
理事長 福田 美恵

依頼書

日頃より心身障害者に深く御理解と御配慮を賜り、ありがとうございます。

日常生活において、医療的ケアを必要とする重度心身障害者が在宅で日常生活を送るにあたり、医療的ケアが絶対必要となっています。

それで、NPO あいとしましては、平成16年11月に東京都の救急体制整備事業の在り方検討委員会の「これからの救急体制整備事業の在り方について(最終報告)―医療的ケアの充実に向けて―」をモデルとして、看護師と介護人が連携、協働して在宅日常を支える医療的ケアを行えるよう諸条件を整えております。その上で下記の通り保護者より医療的ケア実施の申請を受けました。つきましては、当該障害者の主治医の御立場で看護師と介護人が連携、協働して医療的ケアを行う件に関して別紙「医療的ケアに関する指示書」により御指示をお願い致します。

記

1. 氏名 _____

2. 申請された医療的ケアの内容

平成 年 月 日

NPO あい 訪問看護ステーション

理事長 福田 美恵 殿

看護師 _____ 殿

_____ 殿

_____ 殿

_____ 殿

医療的ケアに関する指示書

標記の件について、下記の通り指示いたします。

記

1. 氏名 _____

2. 指示の内容
(医療的ケアの内容)

(実施上の留意点)

主治医氏名 _____ ㊟

介護人氏名 _____ 殿 平成 年 月 日

主治医 _____ 印

医療的ケア実施認定書

標記の件について、下記のとおり認定します。

記

1. 氏名 _____

2. 医療的ケアの実施
(可 ・ 否)

3. 実施可能な医療的ケアの内容及び範囲

4. 留意点

5. 実施機関
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

_____ 病院
主治医 _____ 殿

平成 年 月 日
NPO あい訪問看護ステーション
理事長 福田美恵

医療的ケア実施状況報告書

下記の通り報告いたします。

ご利用者様名 _____

実態記録チェック表

	内容	実施回数	問題点及び特記事項	看護師サイン
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

実施者及び看護師より

年 月 日
主治医氏名 _____

